４．全体実施設計の概要

平成 31 年度から全体実施設計を実施し、平成 31 年４月時点の受益面積を精査、営農計画の精査、用排水計画の検討及び浅瀬石川統合頭首工等の施設計画検討等を行いながら、土地改良事業計画書(案)をとりまとめました。

令和２年度は一筆調書及び３条資格者の確定、営農計画、用排水計画の最終とりまとめを行いながら土地改良事業計画書（案）の本省審査、全体実施設計書のとりまとめを行いました。

５．国営浅瀬石川二期地区土地改良事業促進協議会

浅瀬石川二期地区の事業推進を目的として、平成 26 年５月に本地区の関係機関（関係市町村、浅瀬石川土地改良区、津軽平川土地改良区）により「浅瀬石川二期地区土地改良事業促進協議会」が設立され、幹事会は年数回、通常総会は例年５月に開催しています。

また、各種調査の実施に当たっては、促進協議会の下部組織である「営農検討部会」及び「環境配慮検討部会」において、関係機関、地域の専門家、地元農家等の参画を得ながら進めています。

①営農検討部会

県、市町村、JA、地元農家代表等で構成され、本地区における営農計画の策定を目的に、平成 26 年 10 月に設置されました。本部会では、地区内の代表作物の作付計画や経営計画等について検討を行い、令和２年１月に開催された第７回営農検討部会で営農計画（案）をとりまとめました。

本地区では、主食用米と自己保全管理等よる不作付地を減らし、にんにく等の高収益作物の作付を拡大させる計画としています。

本地区の営農計画における作付計画

作物名＼時点	現況(ha)	計画(ha)	増減(ha)	備考
主食用米	4,471	4,337	△ 134	
加工用米	704	778	74	
飼料用米	188	232	44	
小麦	110	121	11	
大豆	977	997	20	
にんにく	165	199	34	
アスパラガス	134	161	27	
えだまめ	161	194	33	
トマト	56	67	11	
アルストロメリア	36	41	5	
りんご	168	168	－	樹園地
自己保全管理	365	237	△ 128	
合計	7,535	7,532	△ 3	ほ場整備による減歩

②環境配慮検討部会

県、市町村、有識者、地域代表（環境団体）等で構成され、本地区における環境配慮計画の策定を目的に、平成 27 年５月に設置されました。本部会では、土地改良事業の実施にあたり環境との調和への配慮に関する事項について検討を行い、平成 30 年 11 月に開催された第７回環境配慮検討部会において本地区における生態系、景観及び施工時の具体的な環境配慮方策を内容とする環境配慮計画（案）をとりまとめました。

本地区では、生態系配慮として浅瀬石川統合頭首工の魚道の整備、中泉幹線排水路のアサザの保全、景観配慮として浅瀬石川統合頭首工の機側操作室の形状・色彩の配慮等を計画としています。今回はその中で、中泉幹線排水路のアサザの保全に関する取組事例を紹介します。

＜浅瀬石川二期地区の生態系配慮の取組事例　～ 希少種のアサザを保全 ～＞

平成 27 年度に実施した現地調査において本事業で改修する予定の中泉幹線排水路内でアサザの生息が確認されました。

アサザは農薬等の影響に伴い、青森県の津軽地方では数か所でしか確認されていない希少な植物で、環境省のレッドリストでは準絶滅危惧（NT）、青森県レッドデータブックでは重要希少野生生物（B）に分類されています。

幹線排水路の改修工事で軽量鋼矢板を更新するため堆積土を排除する必要があり、アサザの生息場所が消失することから、アサザへの配慮方策を検討するため、試験的に移植を実施しました。

平成 28 年度は同じ幹線排水路の上下流部の数か所に移植しましたが、移植後に株が流れてしまい定着しませんでした。そのため、平成 29 年度は藤崎町（徳下地区）にあるビオトープ（なまず池）に移植したところ定着しました。

現在は、なまず池の全面に広がるほどアサザが繁茂している状況から、有識者の助言を踏まえ、魚類にも配慮するために、ビオトープを管理している「徳下集落農業活性化協議会」により、一部を除去するなどの管理が行われています。

本地区では、中泉幹線排水路近隣の支線排水路にもアサザが生息していることから、この２か所を保全するためモニタリングを継続するとともに、維持管理者の理解と協力のもと、アサザの生息地を保全していくこととしています。

中泉幹線排水路のアサザの様子

アサザの移植作業の状況

現在のなまず池の様子

６．事業着工へ向けた土地改良法の法手続状況（コロナ禍での同意徴集）

＜国営事業着手までの大まかな流れ＞

1. 地域住民等の意見聴取
2. 同意徴集（令和３年３月～）
   申請人は、事業計画の概要等を公告し、３条資格者から同意を徴集します。
3. 施行申請
4. 適否の決定及び事業計画の決定
5. 事業計画の確定及び工事着手

事業着工に向けた法手続は、令和３年１月から地域住民等の意見聴取を開始し、３月から同意徴集を行っています。本地区の同意徴集は、受益者数が約８千人と大がかりであり、かつ新型コロナウイルス感染症が国民生活に甚大な影響をもたらす中での同意徴集となることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分にとりながら対応しています。

・**受益者説明会について**

本地区では、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、受益者に対する事業内容の説明会を実施しないことを決定しました。

受益者説明会を行わない代案として、3 条資格者が事業概要を目に触れられる形で事業の必要性を理解してもらうために、①3 条資格者全員への事業説明パンフレットの郵送、②市町村広報への掲載、③市町村農業関係情報チラシと同時に配布、④土地改良区ＨＰへの掲載、⑤新聞への掲載等、複数の情報伝達方法により、3 条資格者への周知を行いました。

・**同意徴集員説明会について**

令和３年２月に東北農政局農村振興部の担当者を招き、土地改良区が組織した同意徴集員（以下「徴集員」という。）を対象に説明会を開催し、事業内容及び同意徴集時の留意事項等を説明しました。

本地区の徴集員数は約 240 名と多いため、説明会は 11 回に分けて開催するとともに、検温、マスク着用、座席間隔を取ることによるソーシャルディスタンスの確保、手指の消毒等を行った上で実施しました。

【徴集員説明会の様子】

・**同意徴集方法について**

同意徴集は、受益市町村及び近隣市町村在住の 3 条資格者へは徴集員が個別訪問し、遠隔地在住の 3 条資格者には郵送し、同意徴集することとしております。徴集員には、検温等の体調確認、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保及び定期的な手指の消毒、体調の悪い時には同意徴集に出向かないこと等を求め、訪問は短時間で行えるように体制の構築を図りました。